

岐阜県公報

第 三 百 六 十 七 号
令和 五 年 一 月 二 十 七 日
(金曜日)

目 次

告 示

- 保安林に指定する予定である旨の通知
- 道路の区域変更
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定

公 示

- 指定管理者の指定
- 指定管理者の指定
- 指定管理者の指定
- 指定管理者の指定
- 落札者等に関する公示

(森林保全課) 二九^{ページ}
(道路維持課) 三〇
(砂防課) 三一

(地域スポーツ課) 三一
(障害福祉課) 三一
(里川振興課) 三二
(都市公園課) 三二
(揖斐土木事務所) 三二

告 示

岐阜県告示第三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

美濃加茂市三和町廿屋字大切四二二の一（次の図に示す部分に限る。）四二二の五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大切四二二の一・四二二の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

森林保全課及び美濃加茂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和五年一月二十七日

岐阜県告示第三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。
令和五年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日六合字下ヶ流九七三の一、九七四の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。
令和五年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町西横山字和田二〇三〇の一、二〇三二の一、二〇三三の一、二〇三三の二、二〇三四の二、二〇三五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年一月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和五年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
	前	下呂市火打字境平一三三七番一地从先から	同市同字同七番五地先まで	前 A	三・五	五・一	A、B、C、Dに係る図面及び表示の地敷
	後			後 A	一四・六	五・一	

県道				
瀬戸線				
下呂市火打字境平二二三番五地先から		同市同字大場野二二三番八地先まで		同市同字三ノ樽尾二二七八番四地先まで
前B		後B		後D
五 一 九 ・ 九		二 ・ 四 三 ・ 九		七 ・ 八 一 〇 ・ 七
二九六・九		三三七・八		二三八・〇
分をいう。				

岐阜県告示第三十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項
の規定により告示する。

令和五年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

半造3	次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 郡上市美並町高砂字向谷戸
四〇〇番一	一号
四一三番一	二号及び三号
三九七番一	四号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

。指定管理者の指定

岐阜メモリアルセンター、岐阜県長良川球技場及び岐阜県スポーツ科学センターに係る
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指
定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第
四十一号）第九条の八、岐阜県長良川球技場条例（平成二年岐阜県条例第三十三号）第
十五条及び岐阜県スポーツ科学センター条例（平成二十八年岐阜県条例第四十八号）第
十七条の規定により公示する。

令和五年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市長良福光大野二六七五番地の二八岐阜メモリアルセンター内

公益財団法人岐阜県スポーツ協会

代表者 田口 義隆

二 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

。指定管理者の指定

岐阜県立ひまわりの丘に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十
四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設
置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示す
る。

令和五年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

代表者 宗宮 康浩

二 指定の期間

令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○ 指定管理者の指定

清流長良川あゆパークに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

令和五年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

郡上市八幡町島谷二二八番地

郡上市

代表者 日置 敏明

二 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

○ 指定管理者の指定

ぎふワールド・ローズガーデンに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）第九条の八の規定により公示する。

令和五年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

ぎふWRGマネジメントグループ

代表者 坂井 隆

構成員

大垣市河間町三丁目五五番地

イビデングリーンテック株式会社

可児市土田四五六七番地

株式会社日本ライン花木センター

大垣市和合本町一丁目三六四番地

グリーンワークス株式会社

二 指定の期間

令和五年四月一日から令和十二年三月三十一日まで

○ 落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和五年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

1 購入物品及び数量 ロータリ除雪車（2.2m級/270kw） 1台

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和4年2月4日

4 落札者を決定した日 令和4年3月18日

5 落札者の住所及び氏名 羽島郡岐南町野中一丁目8番地

篠田株式会社

代表取締役 篠田 肇彦

6 落札金額 52,690,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県揖斐土木事務所総務課管理調整係

(2) 所在地 揖斐郡揖斐川町上南方1-1

令和五年一月二十七日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社